

電子申告における申告区分

電子申告をする際、地方税ポータルシステム（e L T A X）における「申告区分」は、それぞれ下表の申告方式に対応しています。

電子申告における「申告区分」		申告方式	備考
ア	増加資産／減少資産申告	一般方式	前年中に増加又は減少した資産（初めて申告をする場合は全資産）を申告してください。
イ	修正増加資産／減少資産申告	一般方式	同上 （ただし、同一年度について2回目以降の申告をする場合に限ります。）
ウ	全資産申告（電算処理分）	電算処理方式	賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産を、評価額等を計算したうえで申告してください。
エ	修正全資産申告（電算処理分）	電算処理方式	同上 （ただし、同一年度について2回目以降の申告をする場合に限ります。）

申告区分ウ・エは、償却資産申告書（第26号様式）に必ず課税標準額まで記載してください。

※1 令和7年度に申告区分ア、イで申告された場合、令和8年度の申告のご案内は、氏名、住所が印字された「償却資産申告書」又は「固定資産税（償却資産）の申告書について（ハガキ）」をお送りいたします。

※2 令和7年度に申告区分ウ、エで申告された場合、令和8年度の申告のご案内は、「償却資産申告のお知らせ（ハガキ）」をお送りいたします。